令和４年２月 11 日

(写)監事　Ｂ様　　Ｃ様

すすき野＿＿＿＿＿＿＿住宅管理組合

　　理事長　Ｄ様

藤井　敦子(　棟-　号室)

ポスター撤去及び訂正文掲示のお願い

日頃より管理組合の運営に多大なるご尽力を頂いておりますことに感謝申し上げます。

さて、この度､階段下掲示板に過去４年半にわたり貼られている受動喫煙に関するポスターについてお願いがあります。それは、我が家を発端として、＿棟＿＿＿号室に在住のＡ夫･Ａ妻による申し出を受け、当時の理事会が貼ったものです。

平成 29 年４月、Ａ夫妻は東京広尾･日赤病院を訪れ、日本禁煙学会理事長作田学医師より家族３名の診断書の交付を受けました。この診察時にＡ夫は自らの過去 25 年に及ぶ喫煙歴を隠していました。これらの診断書を根拠に、当時(平成 29 年度)の理事会と交渉が行われましたが、私はこの時にもＡ夫自身の喫煙歴については触れていないのではと推測しています。

Ａ夫妻が提示した一方的な情報により、理事会は最初の文書(甲５号証、管理組合広報）を全階段下に掲示しました(平成 29 年･2017 年８月 18 日から同 10 月１日まで約２ヶ月間)。その後、10 月１日には現在のポスター（甲６号証、管理組合ポスター）に切り替わりました。

その約一ヶ月半後、平成 29 年(2017 年)11 月 21 日にＡ家３名は、私の夫に対し 4,500 万円におよぶ高額な損害賠償請求訴訟を起こしました。１日に防音室で(通

常の機械巻き煙草に換算して)1.5本程度しか吸わないにもかかわらず、夫は丸３年も「隣人を病にした犯人」として法廷に立たされたのです。

結果、裁判所は１、２審とも原告Ａ家の請求を棄却しました。元々家の中に膨大な煙草の煙など存在しないのですから当然のことです。もし当時、理事会の方が我が家に話を聞きに来ていたら、臭わないことは確認できたはずです。その段階で臭わない事実を千葉家に告げることも出来たでしょう。あのポスターを見るたびに、我が家がいかに不愉快で名誉を傷つけられる思いをしているかお分かりいただけるのではないでしょうか。

つきましては、まずは一度、私の話に耳を傾けていただき、その上で藤井家の名誉回復のため、理事会から何らかの反省および再発防止に向けたコメントを全棟に掲示し、ポスターの撤去をしていただけたらと思います。

話し合いにあたっては、当時より詳細を報告し続けている下記の方々の参加をお願いいたします。

・Ｅ氏(現理事)
・Ｆ氏(現理事)
・Ｇ氏(現監事)
・Ｈ氏(現監事)

また一般組合員よりＩ氏の参加をお願いいたします。平成29年度の管理組合議事録には、あたかも前年度の理事会が両者の話を聞いたかのような記載がありますが、それは誤りです。当時、両者の話を聞いたのはＩ氏のみです。Ｉ氏を仲介人として両家の会合は、平成28年(2016年)9月22日管理組合集会所にて開かれました。

私サイドからは、支援会代表の石岡淑道氏、副代表の酒井久男氏(共にすすき野在住)と藤井敦子が出席します(もう一名支援者参加の可能性あり)。

このような内容の議題を、事情をよく知らない理事会全体で話し合うことは、我が家に対する誤解や誹謗中傷をさらに増やすことにもつながりかねません。ぜひ慎重なご判断をお願いしたいと思います。

令和４年２月 11 日

____棟_____号室

藤井敦子